



第 37 回 例会 報告 (4月7日)

【 出 席 報 告 】

・ 会員数	53名	・ 出席数	32名	・ 欠席数	21名
・ 当日出席率	69.76%	・ 前々回修正出席率	91.66%		

< 欠席会員 > 藤田、檜垣(俊)、檜垣(賢)、菅、金森、吉良、桑森、松木、光藤、越智(務)、大澤、竹田、田中
 (免除会員) 青野、原田、松本、宮本、村上、野間、白石、八木
 <3/24 欠席補填>(3/13 水源)冠 (3/25 ライ)飯 (3/25 IAC)藤田 (4/4 今治北) 藤堂、吉武

会長報告・西信会員に国際ロータリー日本事務局より、ポール・ハリス・フェローピンが届きましたので贈呈しました。

- ・ 5月15日(日)今治国際ホテル2階クリスタルホールにて開催されます、今治北 RC 創立 30 周年記念式典・記念講演の案内がきております。多くの皆様のご出席をお願いいたします。
- ・ 徳丸会員が本日最終例会となりました。

幹事報告・次週4月14日は花見夜間例会です。18:30 から今治国際ホテル伊予路にて開催いたします。

軟式野球同好会・全国 RC 野球大会は中止となりました。

徳丸会員挨拶・1年という短い間でしたが、仲良くしていただきありがとうございました。

大分類別卓話 大分類:自由業・サービス・不動産 小分類:司法書士

門田精二会員:平成18年5月1日に施行されました、会社法に基づく登記についてお話をさせていただきます。旧会社法にあたる商法と会社法では、内容が大きく変わりました。商法は、有限会社と株式会社がありました。会社法では有限会社が廃止され、設立することができなくなりました。合併の際も有限会社を残すことはできなくなりました。商法では資本金は、株式会社の場合1,000万円以上、有限会社でも300万円以上ないと設立ができませんでしたが、会社法になり株式会社は1円から設立できるようになりました。また、株式会社は原則として株券を発行しない旨を定款で定めた場合などの例外を除いて、株券を発行することになっておりましたが、会社法では原則として株券を発行しないものとして、株券を発行したい場合には、定款に株券を発行する旨を定めて、登記することになっています。登記の際、『株式の譲渡制限に関する規定』という項目が重要となってきます。株式は原則として、自由に譲渡・転売することができますが、中小企業のほとんどは、親族や気の合った者だけで会社を設立し株主となっています。会社にとって好ましくない人が株主にならないように『当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない』等と条件付けをした制度が、株式の譲渡制限となっております。譲渡制限がある会社と、ない会社では大きく性格が変わります。譲渡制限がある会社は旧の有限会社の性格を持っています。登記の際、商法では、商号・本店・目的は三位一体であり法務局で審査されていましたが、最近のグローバル化や、ネット化によって、会社法では自己責任によって処理されるようになりました。類似商号等さまざまな問題は、法務局ではなく裁判所で解決しなければなりません。目的の欄で、以前は何か一つを追加したり変更したりする際は必ず変更登記が必要でしたが、会社法になり、目的の最後に記載していた『前各号に附帯する一切の事業』という記載を『その他一切の事業』に変更しておけば、そのつど変更登記する必要がなくなりました。何か変更登記をする機会があれば、ぜひこの欄も一緒に変更しておくと思いいます。



< ゲスト > 大阪西RC 桑森章様 < 弁護士 >

次 回 例 会 (4月14日)

【 花見夜間例会 】

日 時 : 2011年4月14日(木) 18:30 ~
 場 所 : 今治国際ホテル 伊予路